

## 【消費生活の窓口から】

### 刈払機（草刈機）による事故にご注意を！

#### ～手指の切断、目の負傷などの事故が発生しています！～

便利で身近な農機具である刈払機（草刈機）は、高速で回転する刈刃が露出しているため、十分安全に留意して使用しないと大変危険です。消費者庁には、刈払機を使用中の事故情報が令和2年3月末までの5年間に計88件寄せられています。「刈刃への接触や巻き込まれによる事故」が最も多く全体の55%を占め、「飛散物による事故」が28%と続き、この上位2つで全体の83%を占めています。手指の切断や石が右眼に飛んできて角膜に穴が開いたなどの重大事故が発生しています。1年のうち5月と7～8月に事故が多く、これから夏場を迎えるに当たり、刈払機を使用する際には、以下の点に注意しましょう。

#### 【アドバイス】

**（1）刈払機を使用する前には必ず取扱説明書を読みましょう。**

**（2）作業に適した服装、装備で行いましょう。**

長袖、長ズボンの作業服を着用し、ヘルメット、保護メガネ(ゴーグル)、耳覆い(イヤーマフ)、

防振手袋、すね当てなどの保護具も使い、滑りにくい作業靴を履いてください。刈った草や小石

などの飛散物から守りましょう。

**（3）作業前に各部の点検をしましょう。特に刈刃、飛散保護カバー、肩掛けバンドやハンドルは**

正しく装着しましょう。

**（4）作業をする際は、地面の異物を除去し、15m以内に人がいないことを確認してから開始しましょう。**

**（5）回転する刈刃が障害物や地面に当たって跳ね返るキックバックに注意しましょう。**

**（6）刈刃に巻き付いた草や異物を取り除く際は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。**

**（7）農協及び販売店等が実施する刈払機の使用講習会を受講しましょう。**

※詳しくは、消費者庁ホームページ「[刈払機（草刈機）による事故に注意しましょう！一手指の切断、目の負傷などの事故が発生していますー（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

**中山町住民税務課（住民G内） ☎662-2593**